

止水板設置工事等の 浸水対策費用を助成します



<補助対象者>

- ①市内の住宅を所有し、居住する方
- ②市内の空き家住宅を取得し、居住しようとする方
※工事完了後に空き家住宅へ異動することが条件となります。
- ③市内の小規模建築物（1階部分の床面積が100㎡未満）を所有し、利用する方
①～③のいずれかに該当し、市税の滞納がなく、同居する方を含め暴力団関係者でない方

<対象建築物>

下関市内の住宅等

<対象事業>

- ①止水板購入・設置工事
- ②止水壁設置工事
- ③止水袋購入
（止水袋：袋内の吸水体が水を吸うことで膨張する商品）
※併用可。②を実施する場合は①又は③も併せて実施。

【対象事業 イメージ図】



【止水板】

<補助金額>

購入・工事の費用に2分の1を乗じた額で、
①の場合は最大30万円
②の場合は最大50万円
③の場合は最大1万円

<受付期間>

- ①・②：令和8年4月1日（水）～令和9年1月29日（金）
 - ③：令和8年4月1日（水）～令和9年3月19日（金）
- ※予算がなくなり次第、募集を終了します。



※パッケージビニールの部分はサイズに含まれていません

【止水袋】

<申請にあたっての注意>

- ※①・②の場合※
- ・交付申請の結果通知前に工事に着手（契約）をすると助成の対象外となります。
 - ・令和9年3月19日（金）までに工事を完了し、市に完了報告書を提出していただきます。
- ※③の場合※
- ・購入日から起算して20日以内又は令和9年3月19日のいずれか早い日までに申請書及び請求書を提出していただきます。

諸条件等詳細は

[下関市建設部住宅政策課](#) TEL：083-231-1941

までお問い合わせください。

